

足寄町農業委員会
第6回総会会議録

自 令和7年8月29日

至 令和7年8月29日

足寄町農業委員会

令和7年8月29日 第6回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時40分

1 出席委員

1番 伊藤 力	2番 兼古 照夫	3番 上妻 良一
4番 佐藤 伸哉	5番 餌取 靖徳	6番 人見 華代
7番 遠國 和宏	8番 大平 哲信	9番 葛西 香織
10番 (欠番)	11番 宮口 孝治	12番 松田 博幸

2 欠席委員

4番 佐藤 伸哉	6番 人見 華代	7番 遠國 和宏
9番 葛西 香織	12番 松田 博幸	

3 議事に参与するもの

事務局長	加藤 勝廣
事務局次長	留田 篤史
総務主査	餌取 秀和
主任	小尾 直一

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動 (相続)について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約 について 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の 規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要 請について

第6回農業委員会総会

令和7年8月29日

開会 午後 1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第6回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、4番佐藤伸哉委員、6番人見華代委員、7番遠國和宏委員、9番葛西香織委員及び会長が欠席です。会長欠席のため足寄町農業委員会会議規則第16条により代理が議長となります。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、1番伊藤力委員、2番兼古照夫委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和6年11月25日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件も、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和6年3月4日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地についても、あっせんの希望はありません。

3番を説明します。本件も、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年11月9日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地についても、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま事務局

長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年7月30日で、土地の引渡期日も令和7年7月30日です。

なお、解約された農地は、この後の第2号議案において審議をお願いします。

本案件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画(案)に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。

こちらは、農地売買等事業による即売りタイプについてです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜

登牛2518番地2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、1,950㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、円で、10アール当たり、円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等をおこなうものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

2番を説明します。

こちらは、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町喜登牛947番ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は牧草畑です。

面積につきましては、131,075㎡のうち、116,625㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、先ほどご審議いただきました第

2号議案での合意解約をうけ再設定を行うものです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第6回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時40分 閉会

議長 松田博幸

農業委員 伊藤 力

農業委員 兼古 照夫